

第5章

都市づくりを 実現するために

第5章 都市づくりを実現するために

本章では、都市計画マスタープランに基づいて具体的な都市整備を進めるための基本的な考え方を整理します。なお、文中で「都市づくり」とは、都市計画法などに基づく主に行政を主体とした全市的な都市整備のことを示し、「まちづくり」とは、市民参加、市民主導を基本とした個別の地区における都市整備のことを指しています。

5 - 1 将来像実現にむけた施策

将来像で描かれた未来の柳川市を実現していくために、都市計画マスタープラン策定後、まず以下のような施策に取り組んでいきます。

(1) 住みたい、住み続けたい環境づくりのために

① 広域拠点における基盤整備の推進と大規模集客施設の立地誘導

目的 広域拠点における定住人口増加に向けた魅力ある住環境の提供
多様な都市機能の集積による広域拠点の魅力づくり

西鉄柳川駅周辺においては、広域拠点として、多くの人が集まり、住宅地としても便利に暮らせる市街地づくりに取り組んでいきます。

計画的な市街地整備が必要である西鉄柳川駅東部においては、柳川駅東部土地区画整理事業を引き続き推進し、都市計画道路や公園の整備、宅地の利用増進を図ることにより、居住地としての魅力を高め、定住人口の増加を図ります。

また、広域拠点では、広域的な多様な都市機能の集積を図るため、大規模集客施設の立地を誘導します。広域拠点においては、原則として床面積などの規模上限なく大規模集客施設が立地できるものとし、商業地域などの用途地域あるいは地区計画などにより、その実現を図ります。

② 中心市街地活性化事業の推進

目的 中心市街地における魅力的で安全な空間の形成

柳川の個性である掘割と調和した市街地形成を進めるため、多くの人が集う中心市街地内における憩いの空間づくりを進めます。また、買い物だけではなく居住空間としての中心市街地化を進めるため、歩道の設置や路地への車両進入抑制策を行いながら安心して暮らせる歩行空間づくりを進めていきます。

柳川市は、昭和53年に国土庁より伝統的文化都市環境保存地区に指定を受けてから段階的に遊歩道の整備を行っています。今後は、旧城下町地区だけでなく、西鉄柳川駅と中心市街地および観光拠点を結ぶルートに拡大し、柳川の魅力を存分に感じられる空間づくりを行います。

③住宅に関わる施策展開

目的 定住人口増加に向けた魅力ある住環境整備の提供

大きく変わりつつある社会・経済や多様化する市民の住まいへのニーズに対応した住宅地の整備や住宅の供給を進めていくため、住宅に関わる基本計画を策定するなど、定住人口の増加に向けた施策展開を図ります。

④観光振興計画に基づく施策の推進

目的 交流人口増加に向けた魅力ある観光地づくり

観光は旅行業や観光施設業、飲食業など裾野の広い産業分野であり、魅力ある観光地であれば、観光客だけではなくビジネスなども含め様々な目的で人が本市を訪れ、まちがにぎわい、様々な産業の活性化にも貢献することとなります。

このため、観光振興計画において示された各施策を推進することにより、更に魅力ある観光地づくりを進めていきます。

⑤総合的な産業展開

目的 総合的な産業展開による雇用の確保

本市を含む筑後地域においては、九州新幹線や有明海沿岸道路、九州自動車道みやま柳川ICおよび国道443号バイパスなどの整備により、広域的な交通体系が形成されます。

このような交通環境の整備に伴って、本市においても新たな産業立地が進むことが予想され、働き口の増加など定住人口の増加に大きく貢献することが期待されます。このような産業立地に対しては、主に新たに整備される広域道路周辺で行われると想定されることから、周辺の農地や市街地、集落環境、田園景観と連携を図りながら受け皿を確保し、農水産品加工業も含めた工業や流通業などの総合的な産業展開を図っていきます。

⑥利用しやすい公共交通ネットワークづくり

目的 本市および周辺地区の玄関として西鉄柳川駅周辺における顔づくり 柳川駅東部地区における市街地の魅力向上 市内各所から広域拠点への公共交通利便性の向上

西鉄柳川駅は、市民のみならず観光客、ビジネス客が多く利用する重要な交通結節点です。本市の広域拠点として、最適な公共交通手段について検討するとともに、鉄道事業者との連携による交流人口の増加に向けた柳川の顔づくりを今後も進めていきます。

また、今後も柳川駅東部地区における商業地や住宅地としての魅力向上を図ります。

⑦都市計画道路の整備

目的 利便性が高く安全で、まちなみと調和した道路網の実現

都市計画道路は、将来における都市構造を想定して必要な道路網を明確にするとともに、道路の区域を予め明らかにし事業実施に支障を来さないように規制を行うという、目的や効果を持っています。

都市計画道路の整備に関しては、国、県、市町などの事業主体が事業の緊急性、事業効果および財政状況などを総合的に判断して優先順位の高いものから着手しています。

本市においても、未整備区間を対象に、土地利用計画や景観計画との整合性に留意しながら整備を推進することにより、利便性が高く安全で、まちなみと調和した道路網の実現を図ります。

⑧緑の基本計画の策定と都市計画公園の整備

目的 貴重な緑地資源の保全と、暮らしの中での憩いの空間形成

本市においては神社仏閣や史跡などの歴史ある緑地や、市域に広がる農地などの歴史や営みにより引き継がれてきた貴重な緑地資源が多く残っています。日々の暮らし良さにつながる憩いの空間として、さらには本市の魅力を高めるため、財政負担の面からの適正な再配置なども配慮しながら貴重な緑地資源の保全に向けた「緑の基本計画」の策定を検討します。

⑨災害予防と防災体制の整備

目的 風水害の予防と防災体制の整備による安全で安心して暮らせる都市の実現

本市は、風水害を受けやすい地理的特徴があります。引き続き高潮対策や河川改修を行うとともに、洪水調整能力のある掘割や水田の保全に取り組みます。

(2) 豊かな自然と食を守るために

①優良農地の保全

目的 豊かな食を育む田園の保全

本市の農地は、食を育む農業基盤であるほか、その豊かな田園景観は、本市を特徴づけています。豊かな自然環境と食を保全するために農業振興計画を適切に運用し、優良農地の保全を進めていきます。

また、雇用確保のための企業誘致や道路整備に伴い沿線における開発が予想される地域や、景観づくりが特に必要な地域においては、地区計画や特定用途制限地域などの都市計画の手法を取り入れた一定のルールづくりを地域住民や事業者と協力しながら検討していきます。

②生活排水処理施設の整備・促進と自然環境に配慮した河川や掘割の整備

目的 豊かな食を育む有明海の再生

本市を網目のようにめぐる掘割、矢部川や塩塚川、沖端川といった市内を流れる河川、豊かな有明海は、本市の営みを支え特徴づける貴重な資源であり、その水質は本市の主要産業である農水産業、住民の生活環境、観光に幅広く影響を与えます。このため、下水道の計画的整備と合併処理浄化槽の設置促進により水質悪化の一因となっている生活雑排水の流入軽減を図るとともに、河川や掘割の整備に際しては、自然環境に配慮した整備を行うことにより、有明海の再生を図ります。

(3) みなが誇れる美しい景観づくりのために

①景観計画に基づく施策の推進

目的 美しい景観形成に向けて

本市は、平成 19 年 6 月に景観法に基づく「景観行政団体」となり、平成 24 年 3 月に景観計画の策定と景観条例の制定を行いました。今後は、都市計画と景観計画の連携を図りながら、日々のくらしの利便性だけでなく市の個性を生かした市民が誇れる景観形成を推進します。

②景観地区の指定

目的 個別地区における美しい景観形成に向けた詳細なルールづくり

これまでの景観行政における課題として、土地利用計画と景観の関係の不一致による課題がありました。その例として、景観を守るため建物の高さを抑制したい地区であるのに、用途地域などによる土地利用計画においては、その土地に建てられる建物の大きさを示す容積率が過剰に設定されているケースなどが挙げられます。

このような課題に対応するため、景観法とあわせ地域地区の一つとして景観地区が創設されました。積極的に良好な景観形成を誘導したい地区を景観地区に指定することにより、建築物などの形態や色彩その他の意匠などを建築確認や認定制度により誘導し、地域の景観の質を能動的に高めていくことが可能です。

本市においても、景観計画における考え方や中心市街地の活性化策などと連動して、必要に応じて景観地区の指定を進め、個別地区における美しい景観形成のための詳細なルールを定めます。

③景観重要建造物の指定と保存活用

目的 歴史・文化の感じられる都市空間の形成

本市は、昭和 46 年から伝統美観保存条例を策定するなど、保存家屋の保存や整備の必要性について取り組んできました。しかしながら、伝統美観保存条例で指定した保存家屋でさえ具体的な対策を講じることができず、次々と貴重な資源を失ってきました。その結果、景観や文化保存の関心の高まるなか、市民からは保存できなかったことを悔やむ声も聞かれます。

現在市内には、武家住宅など歴史を今に伝える建物が数件ありますが、建物の老朽化などにより、市内の武家住宅や町家が数年で一挙に失われる可能性が高まっています。

このため、観光や文化資源としてだけでなく、昔ながらの家が醸し出す温かい雰囲気や穏やかな空間、古いものを大切にすまの心地よさなど、都市の魅力ある資源として、その保存活用に取り組み、歴史・文化の感じられる都市空間の形成を図ります。

5 - 2 都市づくりの体制づくり

(1) 協働の都市づくりにおける各主体の役割（都市づくりを進めていく原則の考え方）

目指すべき都市は、市民・町内会などのコミュニティ団体・市民活動団体や事業者・行政の協働によってはじめて実現することができます。この各者すべてがこの都市計画マスタープランを実現する主体であり、都市づくりの目標や進め方を共有し、共に地域づくりを行っていき当事者であるという意識を持ちながら進めることにより、はじめて愛着と誇りの持てる素晴らしい都市をつくることができます。

①市民の役割

- 市民一人ひとりの人権を尊重し、お互いを認め合う中で、自分たちがまちづくりの主役・演出家である認識と自覚を持ちます。
- 地域活動やボランティア活動、また企業による社会貢献活動など市民活動を通じて社会に参加し、まちづくりを行います。
- 協働についての考え方を理解、共有し、まちづくりに参加、参画します。

②行政区・町内会などコミュニティ組織の役割

- 住民相互の親睦と連携を図るとともに、防災・防犯、福祉、環境、教育などの地域の課題を解決し、安全・安心なまちづくりを推進します。
- 地域の伝統文化を継承し、地域活動を活性化させるため、地域活動への女性や若年層の参加、世代間交流を進め、次世代へのまちづくりの担い手を育成します。
- 地域の課題解決の担い手として、ボランティア、NPO などや行政との連携を図り、主体的に協働のまちづくりを推進します。

③市民活動団体、事業者などの役割

- 市民活動やNPO活動を行う各団体は、機動性や先駆性、専門性、柔軟性を発揮し、行政区、町内会や他の団体と連携しながら、活動の内容や機能を高め、社会貢献活動を展開します。
- 団体の活動を通じて個人の自己実現や社会参画のきっかけを提供し、市民活動の推進、拡大を目指します。
- 事業者は、都市づくりの意義を十分に理解し、市民やコミュニティ組織、市民活動団体、行政の進める都市づくりに積極的に協力するとともに、自らも、地区にふさわしいまちづくりの実現に努めます。

④行政の役割

- 都市づくりの目標と方針を明確にするとともに、道路・公園や生活関連施設など公共施設の整備やあり方について、常に都市づくりの立場から検討を行い、実施していきます。
- 協働の都市づくりの実現に向けた推進体制の仕組みをつくとともに、行政職員の意識の向上、横断的な取り組みができる組織の充実、協働を進めていくにあたって中心的な役割を担う市民や職員などの活躍できる人材育成を行います。
- 市民活動が活発になるよう助成制度、市民協働基金（仮称）などの財政支援や、人的資源、活動の拠点、情報の共有化、ネットワーク化など環境整備に努めます。

(2) 市民参加の推進

まちづくりの展開にあたっては、市民参加が不可欠です。このため、既成の参加方式にとらわれない多様な参加メニューを用意し、まちづくりへ向けて市民の円滑かつ積極的な参加を促進します。

①身近な地区やまちづくりへの関心を高める方策

市民や事業者の地区に対する関心は様々であるため、関心がある特定の計画分野(例えば、我がまちの景観、植物、歴史、名所旧跡、人的財産など)への参加を通しながら、地区への関心が高まるような施策を展開します。

また、まちづくりの普及・啓発を積極的に図るため、まちづくりへの関心を高めるきっかけとなるボランティア活動への積極的な参加呼びかけや、各地区の「地域別構想」をパンフレットなどでPRするとともに各種のまちづくり事業の実現を図ります。

②多様な参加形態の提供

まちづくりを具体的に推進するためには、「まちづくり協議会」などの組織的な活動が必要であるため、今後とも、特に、まちづくりに対する機運が高まっている地区を対象に、地区単位の市民組織の設立を促進します。

また、多様な参加の機会を積極的に提供するとともに、まちづくりについての表彰制度の創設やまちづくり勉強会、現地見学会など、参加形態の工夫も図ります。

(3) 行政の体制づくり

① 庁内推進体制の確立

都市計画マスタープランに基づいた施策の実施や市民参加の促進を図るため、きめ細かな庁内の推進体制の確立を図ります。

■ 総合計画との連携

都市計画マスタープランに基づく行政による都市整備は、行政サービスにおける一部分であり、行政全体の最上位計画である総合計画と連動することによって、財政的な担保や他の関連計画との整合性が図られることとなります。よって、今後策定される総合計画においては、都市計画マスタープランの内容を反映した策定に努めます。

■ 方針の管理を行う連絡協議会の設置を進めます

都市計画マスタープランに沿った都市づくりを展開するため、都市計画マスタープランの周知を図ります。さらに、地区レベルの計画作成や事業展開について都市計画マスタープランとの整合を図り、都市づくり全体の進展状況を把握するなど、都市計画マスタープランの進行管理を行うため、庁内における関係機関相互の連絡協議会の設置などを検討します。

■ 横断的な取り組みを推進します

庁内推進体制の確立を図るとともに、関係各課が連携した横断的な取り組みを柔軟に行います。

■ 専門家やアドバイザーなどの人材の活用を推進します。

具体的な活動を進めていくには、専門的な知識が必要になることから都市づくりに関する専門家やアドバイザーなどの人材の活用を推進します。

② 都市づくりのための財源などの確保

都市づくりを推進するためには、一定の財源や公共用地などが必要です。そのため、限りある市の財源を合理的・効果的かつ計画的に投資するとともに、国・県などの補助・支援制度や民間の活力を十分に活用します。

■ 国・県などの補助金制度などの積極的活用を努めます

都市づくりに有用な制度を十分活用していくとともに、必要な補助事業の新設・拡充や事業採択要件の緩和の要望など、積極的な助成と指導・協力を求めます。

■ 市有地などの活用を図ります

土地利用転換の見込まれる大規模な敷地については、地区または都市を活性化するための新しい都市機能の開発を検討すべき核と考え、有効利用に努めます。

■ 民間活力の活用を推進します

事業者などに対して、都市づくりの目標や方針への積極的な理解を求めるとともに、方針の実現に向けて必要に応じ民間活力の活用を推進します。

(4) 都市づくりの展開のしかた

都市計画マスタープランに基づく都市づくりは、「全市的な都市づくり」と「地区のまちづくり」の両面から展開していきます。

①全市的な都市づくり

都市の骨格を形成し、都市の広い範囲に影響をおよぼす都市整備施策については、行政が先導的役割を担って、公共事業として進めます。

ただし、事業相互の調整や実施対象エリアにおける地元調整などを行うために、行政内部における連絡調整組織や市民参加のまちづくり組織などとの対応を随時進めながら、都市づくり事業を展開します。

また、柳川市固有の都市問題に対しては、法に基づく一定の基準づくりや法の弾力的運用を図るなど柳川市独自のルールづくり、あるいは、新たな法の枠組や制度の創設を国へ働きかけることが求められます。

②地区における具体的なまちづくりの展開

自主的なまちづくりに対する機運が高まっている地区や、行政が特に積極的に都市づくりを進める地区については、市民参加を踏まえて具体的なまちづくりの計画づくりを推進するとともに、計画や事業を法的にも担保した「地区計画制度」を活用しながら、まちづくりの事業を促進します。また、一つの地区におけるまちづくり活動を起点として、連鎖的に多くの地区のまちづくりが展開されるようにまちづくり活動の契機を積極的に創造します。

③他都市などとの連携

本市の都市づくりを進めるにあたっては、水問題や広域的な交通問題など、本市の内部だけでは解決できない課題も多く存在しています。これらの課題に関しては、国・県・他市町村などの行政団体や事業者などと積極的に連携し、協議や調整を十分行いながら課題解消を目指していきます。

(5) 都市計画マスタープランの検証と見直し

都市計画マスタープランは、おおむね 20 年後を目標としており、その間の市民生活や産業活動などの社会・経済環境の変化に対応しながら、本計画の着実な実現を図っていく必要があります。

そのため、都市計画マスタープランに基づく都市づくりの進行状況や市の政策との整合性について、おおむね 5 年毎にチェックを行い、必要に応じて都市計画マスタープランの見直しを行うなど、本計画を検証する仕組みづくりに取り組みます。